

議案第97号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当等の支給割合を引き上げるため改正する。

[内容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第1条及び第2条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第1及び別表第2関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の俸給表を基礎として、初任給を中心に若年層に限定して給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+0.3パーセント）

(2) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第20条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区分	現行	令和4年度	令和5年度以降
再任用職員以外の職員	6ヶ月期	100分の95	100分の100
	12ヶ月期	100分の95	100分の105
再任用職員	6ヶ月期	100分の45	100分の47.5
	12ヶ月期	100分の45	100分の50

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第3条及び第4条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第7条関係）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、1号給に係る給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区分	現行	令和4年度	令和5年度以降
6ヶ月期	100分の162.5	100分の165	

12月期	100分の162.5	100分の167.5	100分の165
------	------------	------------	----------

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適用]

1 給料月額の引上げ

令和4年4月1日

2 令和4年度の支給に係る勤勉手当等の支給割合の引上げ

公布の日

3 令和5年度以降の支給に係る勤勉手当等の支給割合の改定

令和5年4月1日